



お知らせ

「代替職員の確保による現任介護職員等の研修支援事業の代替職員派遣対象事業所を募集中です！！」
「事業者自己点検チェックシート(改訂版)をホームページに掲載しました」
「介護職員処遇改善交付金説明会の開催について」

注意

「福祉用具の重大製品事故報告について(情報提供)」

報酬算定・運営基準

「居宅介護支援事業所における特定事業所加算()の取扱いについて」
「通所介護等(入所施設を含む)における日常生活に要する費用の取扱いについて」

最近の動向

「東京都における地域密着型サービスに係る自己評価及び外部評価の実施方針の改定について」
「介護保険サービス事業所の指定の一部の効力の停止処分について」
「第4回社会保障審議会介護給付費分科会調査実施委員会が開催されました」

平成22年4月1日発行 第69号

お知らせ

「代替職員の確保による現任介護職員等の研修支援事業」の代替職員派遣対象事業所を募集中です！！

東京都では、平成22年3月から平成24年3月まで、代替職員の確保による現任介護職員等の研修支援事業を実施しています。

本事業は、都内の事業所が介護職員等に研修を受講させる場合などに、その代替職員として、都の委託を受けた派遣会社が失業者等を雇用して事業所に派遣するものです。現在、代替職員の派遣を希望する事業所を募集しています。

事業内容及び応募等の詳細については、以下のホームページをご覧ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】 高齢者 > お知らせ

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/joho/soshiki/kourei/kourei/oshirase/daitaisyokuin/index.html>

【お問い合わせ先】

ホームページをご確認の上、派遣会社に直接お問い合わせください。

お知らせ

「事業者自己点検チェックシート」(改訂版)をホームページに掲載しました

平成21年4月の介護報酬改定の内容を反映した「事業者自己点検チェックシート」(改訂版)を以下のホームページに掲載いたしましたのでお知らせします。報酬請求時等に活用していただき、適切な事業運営をお願いします。

【東京都福祉保健局ホームページ】

東京都介護サービス情報 > 介護保険についてのお知らせ > 事業者自己点検チェックシート 平成21年4月報酬改訂版

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/info/index.html

お知らせ

「介護職員処遇改善交付金説明会」の開催について

今回、都内で事業所を設置・運営する事業者(法人)を対象に、介護職員処遇改善交付金に関する平成21年度の実績報告及び平成22年度のキャリアパス要件等についての説明会を開催します。

開催日 平成22年4月23日(金)

開催場所 なかのZERO

開催時間等詳細については、以下のホームページに掲載していますのでご確認ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】 介護保険 > 介護職員処遇改善交付金

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/shogu/index.html>

【お問い合わせ先】 介護保険課介護事業者係 TEL03-5320-4593

注意

福祉用具の重大製品事故報告について(情報提供)

重大製品事故のうち福祉用具に係るものについて、厚生労働省から情報提供がありました。
(平成22年2月23日・3月16日付)

詳細については、以下のホームページに掲載していますのでご確認ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】 東京都介護サービス情報 > 利用者の安全確保・事故防止に係る注意喚起

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tyuui/index.html

居宅介護支援事業所における特定事業所加算()の取り扱いについて

報酬算定・運営基準

特定事業所加算()の算定要件である「主任介護支援専門員等」の「等」の取り扱いについては、「平成21年度中に主任介護支援専門員研修課程を受講し、かつ必ず修了する見込みがある者」としていましたが、平成22年度については算定対象外となるのでご注意ください。(平成12年3月1日 老企36号 厚生労働省老人保健福祉局企画課長通知参照)

なお、当該加算を算定している事業所において、平成21年度中に研修を修了できなかった場合は、加算適用開始日に遡って取下げの届出をお願いします。

【お問い合わせ先】 介護保険課介護事業者係 TEL03-5320-4274

報酬算定・運営基準

通所介護等(入所施設を含む)における日常生活に要する費用の取り扱いについて

通所介護等の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者等に負担させることが適当と認められるもの(以下「その他の日常生活費」という。)の取り扱いについては、「通所介護等における日常生活に要する費用の取り扱いについて」(平成12年3月30日 老企第54号)において示されているところです。

しかしながら、身の回り品として日常生活に必要なものや教養娯楽として日常生活に必要なものに係る費用について、利用者等又は家族等に説明・選択(希望)・同意を得ることなく、お世話料、管理協力費及び共益費等の曖昧な名目ですべての利用者に対して一律に徴収、あるいは便宜の提供をしていないにも係らず、その費用を画一的に徴収している事業所がありました。その他の日常生活費の徴収に当たっては、上記通知及び「その他日常生活費」に係るQ&A(平成12年3月31日 厚生省老人保健福祉局介護保険制度施行準備室 事務連絡)を再確認し、適切な事業運営をお願いします。

【お問い合わせ先】 居宅系サービス:介護保険課介護事業者係 TEL03-5320-4593
施設系サービス:施設支援課施設運営係 TEL03-5320-4264

最近の動向

東京都における地域密着型サービスに係る自己評価及び外部評価の実施方針の改正について

地域密着型サービスのうち(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業者及び(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業者においては、自己評価及び外部評価が義務づけられているところですが、平成22年2月26日付で標記実施方針が改正されました。改正後の実施方針や公表用報告書については、ホームページをご確認ください。

【お問い合わせ先】

(実施方針に関すること)

東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課介護事業者係 TEL03-5320-4593

(外部評価(第三者評価)に関すること)

東京都福祉保健局指導監査部指導調整課評価推進担当 TEL03-5320-4035

【東京都福祉保健局ホームページ】

東京都介護サービス情報>地域密着型サービス>第三者評価

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/chiki/sansha/index.html)

最近の動向

介護保険サービス事業所の指定の一部の効力の停止処分について

東京都福祉保健局は、平成22年3月8日付で「株式会社メープルヴィラ」が運営する通所介護、介護予防通所介護の指定事業所「メープルヴィラそよ風」(所在地 板橋区東坂下2-22-14)について、平成22年3月8日から3か月間、新規利用者受け入れの停止を内容とする指定の一部の効力を停止する決定をしました。現在確認している返還予定額は約85万円です。

詳細は、以下のホームページに掲載されています。

【東京都福祉保健局ホームページ】 東京都介護サービス情報>事業者に関する情報

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/index.html)

【お問い合わせ先】 指導監査部指導第一課 TEL03-5320-4290

最近の動向

第4回社会保障審議会介護給付費分科会調査実施委員会が開催されました

平成22年3月3日水曜日に第4回社会保障審議会介護給付費分科会調査実施委員会が開催されました。

調査実施委員会の資料及び審議内容については、以下の厚生労働省ホームページをご確認ください。

【調査実施委員会資料等掲載先】 (<http://www.mhlw.go.jp/shingi/hosho.html#kaigo>)